

(趣旨)

第1条 追手門学院大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用については、この細則の定めるところによる。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

- (1) 追手門学院大学(以下「本学」という。)の教職員(非常勤教員、非専任職員を含む。)
- (2) 本学の名誉教授
- (3) 本学の大学院生及び学部学生(研究生、聴講生、科目等履修生等を含む。)
- (4) 本学の元教職員(非常勤教員を除き、非専任職員を含む。)及び本学の卒業・修了生
- (5) 学校法人追手門学院(以下「本学院」という。)が設置する他の学校・園の教職員(非常勤教員、非専任職員を含む。)
- (6) 本学院が設置する他の学校の生徒
- (7) 他大学、他機関の図書館長等を通じて依頼のあった者
- (8) 利用登録をした者
- (9) その他教務部事務部長が許可をした者

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(安威キャンパス)

時期	平日	土曜日
授業期間中	9:00～19:50	休館
夏期・冬期休業中	9:00～18:00	休館
春期休業中	9:00～18:00	休館

(総持寺キャンパス)

時期	平日	土曜日
授業期間中	9:00～20:30	休館
夏期・冬期休業中	9:00～17:00	休館
春期休業中	9:00～17:00	休館

2 教務部事務部長は、必要に応じて、[前項](#)の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) [国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 夏期休業中の土曜日及び8月11日から18日まで
- (4) 冬期休業中の土曜日及び12月29日から翌年1月5日まで
- (5) 入学試験日
- (6) 蔵書点検等に要する期間

2 教務部事務部長は、必要に応じて、[前項](#)の休館日を変更し、開館又は臨時休館とすることができる。

(館内閲覧)

第5条 開架閲覧室の資料は、閲覧室内で自由に利用することができる。

第6条 書庫内の資料については、OPAC(オンライン目録)により検索のうえ、カウンターで所定の手続きを経て、館内で閲覧するものとする。

第7条 書庫に入り、資料を閲覧できる者は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教育職員(非常勤教員を含む。)
- (2) 本学の名誉教授
- (3) その他特に教務部事務部長が許可した者

(館外貸出)

第8条 館外貸出に関する資料の冊数及び期間等については、別に定める。

(貸出の制限)

第9条 資料のうち、[次の各号](#)に掲げるものについては、一夜貸しのみを行うものとする。

- (1) 地図、辞典、白書、年鑑、統計書、書誌、目録等の参考図書
- (2) 雑誌の最新号(版)

(3) 新聞縮刷版

2 教務部事務部長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する制限にかかわらず、利用者に貸出を許可することができる。

第10条 資料のうち、次の各号に掲げるものについては、館外貸出を行わないものとする。

(1) 貴重図書

(2) 新聞(未製本分)

(3) 視聴覚資料(語学講座用視聴覚資料とカセットテープは除く)

(貸出制限の例外)

第11条 教員等の教育・研究上の必要に応じて、第9条、第10条の制限にかかわらず、貸出することがある。

(貸出停止)

第12条 貸出図書の返却を延滞した者は、貸出を一時停止することがある。

(返却)

第13条 借出中の資料は、次の場合直ちに返却しなくてはならない。

(1) 第2条に定める利用資格を失ったとき

(2) 2週間を超える期間の借出中、他に利用希望者が出たとき

(3) その他教務部事務部長が必要と認めたとき

(弁償)

第14条 資料を汚損又は紛失したときは、同一の資料をもって、これを弁償しなくてはならない。

2 これができないときは、教務部事務部長の指定する代物又は時価代金をもって、これを弁償しなくてはならない。

(複写)

第15条 資料の複写は、基本的人権及び著作権を侵害しない範囲又は資料の保存上認められる範囲で、所定の手続きを経て、館内複写機により各自実費負担で行うことができる。

(参考業務)

第16条 利用者は、次の各号に掲げる事項について、相談又は調査を依頼することができる。

(1) 文献所在調査

(2) 事項調査

(3) 利用指導

(相互利用)

第17条 利用者は、他大学図書館等の利用に関し、次の各号に掲げる事項について依頼することができる。

(1) 閲覧

(2) 借用

(3) 文献複写

2 前項の資料の利用に要する費用は、依頼者が一部、場合によっては全部を負担しなくてはならない。

(購入希望)

第18条 利用者は、希望する資料の購入を依頼することができる。

2 購入の可否は、別に定める基準により決定する。

(所管)

第19条 この細則に関する事務は、図書メディア課の所管とする。

(細則の改廃)

第20条 この細則の改廃は、大学附属図書館委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年2月12日から施行する。

附 則

この細則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2014年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、2019年9月26日から施行する。

附 則

この細則は、2020年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2026年4月1日から施行する。